

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年2月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700770号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700051号

第1 結論

昭和43年*月から昭和46年2月までの請求期間、昭和59年2月から同年5月までの請求期間及び昭和60年11月から平成5年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年*月から昭和46年2月まで
② 昭和59年2月から同年5月まで
③ 昭和60年11月から平成5年4月まで

私が20歳の頃、母から私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付している旨の話を聞いた。

また、時期ははっきり覚えていないが私が30代の頃に、母から、社会保険事務所(当時)の人と私の年金について話し合い、国民年金と厚生年金保険の被保険者期間を併せて、年金受給資格を得るための最低限の期間を満たすように国民年金保険料を納付すればいいと相談した旨の話を聞いたこともある。

私は、自身の国民年金関係の手続や保険料の納付を行ったことはないが、請求期間については全て母がやってくれていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③について、請求者の主張のとおり、請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続を行った場合には、請求者に対して国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る国民年金番号を確認することはできない。

また、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求者から聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明である上、これらを行ったとする請求者の母親からも証言を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700764号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700237号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年5月8日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保有するA社に係る出勤簿及び給料明細書、同社から年金事務所に提出された給料明細書並びに請求者の雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間に同社に勤務し、事業主から給料を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、請求者が保有するA社の請求期間に係る給料明細書並びに同社から年金事務所に提出された請求期間に係る給料明細書及び同社からの回答により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は、給料から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。